

参考資料3

土壤の汚染に係る環境基準の見直しについて

(第1次答申)

1,1-ジクロロエチレン

平成26年3月  
中央環境審議会

## 目 次

Iはじめに	・・・ 1
II 基本的考え方	・・・ 2
III 1,1-ジクロロエチレンについて	・・・ 3
1.これまでの経緯	
2.水質環境基準等の基準値の見直し	
IV 土壌環境基準の見直しについて	・・・ 4
1.基本的考え方	
2.対象項目の測定方法	
V 今後の課題	・・・ 4
別紙 1,1-ジクロロエチレンの情報	・・・ 5
参考 中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会委員名簿	・・・ 10

## I はじめに

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に基づく土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号。以下「土壤環境基準」という。）については、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、環境としての土壤が果たしている機能（以下「土壤環境機能」という。）を保全することを念頭に置いて、特に「水質浄化・地下水かん養機能」と、「食料を生産する機能」の二つの機能を保全する観点から、現在 27 項目について定められている。

平成 21 年 11 月 30 日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの 4 項目について、平成 23 年 10 月 27 日にカドミウムについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目の追加及び基準値の変更が行われた。また、平成 23 年 4 月 1 日に、トリクロロエチレンに係る水道水質基準の基準値の変更が行われた。

水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定めている土壤環境基準が公共用水域及び地下水における水質保全と密接な関係を有することを踏まえ、平成 25 年 10 月 7 日、環境大臣は中央環境審議会に対して、これら 6 物質に係る「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮問第 362 号）諮問した。

今般、この検討対象 6 物質のうち、1,1-ジクロロエチレンについて、科学的知見の収集・解析を行い、土壤環境基準の見直しについて以下のとおり結論を取りまとめた。

## II 基本的考え方

### 1. 土壌環境基準設定の基本的考え方

土壌環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また、政府の施策を講ずる際の目標となるものである。土壌環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、「水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点」と、「食料を生産する機能を保全する観点」の2つから設定されている。

このうち、水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定めている土壌環境基準については、水質環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準の対象となっている項目について、土壌（重量：g）の10倍量（容量：ml）の水でこれらの項目に係る物質を溶出させ、その溶液中の濃度が、各々該当する水質環境基準の値以下とする考え方で環境上の条件を定めてきたところである。（以下このような観点から設定した環境上の条件を「溶出基準」という。）。

### 2. 土壌環境基準の見直しについて

平成21年11月、新たな科学的知見等に基づき、1,1-ジクロロエチレン等について水質環境基準及び地下水環境基準の基準値の変更等が行われた。

このため、今般土壌環境基準のうちの溶出基準について見直しの検討を行うこととした。









## 出典

1. WHO飲料水水質ガイドライン（第3版）Guidelines for drinking water quality, Third edition(World Health Organization,2004)
2. 清涼飲料水評価書 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価について  
1,1-ジクロロエチレン 2007年3月 食品安全委員会
3. WHO飲料水水質ガイドライン（第3版1次追補版）Guidelines for drinking water quality, First Addendum To 3nd ed.Vol.1. Recommendations. (World Health Organization,2005)
4. Quest,JF, et al. (1983) A chronic toxicity and oncogenicity study in rats and subchronic toxicity study in dogs on ingested vinylidene chloride. Fund. Appl. Toxicol. 3, 55-62.
5. 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第2次答申）平成21年9月 中央環境審議会
6. U.S. NLM, National Library of Medicine (2002) HSDB, Hazardous Substances Data Bank Bethesda,MD. ( NITE&CERI 初期リスク評価書,2005b から引用)
7. 通商産業省 通商産業公報（1991年12月27日）；製品評価技術基盤機構 化学物質管理情報( NITE&CERI 初期リスク評価書,2008c から引用)
8. 化学物質の初期リスク評価書 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)  
(NITE&CERI,2005b)
9. 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第5回）（平成22年10月） 参考資料 図4を基に作成
10. 経済産業省 告示第53号（平成13年度化審法指定化学物質の製造及び輸入の合計数量に関する公表）,官報,平成15年3月11日.( NITE&CERI 初期リスク評価書,2008c から引用).

11. WHO飲料水水質ガイドライン（第2版第2巻）Guidelines for drinking water quality, 2nd ed.Vol.2.Health criteria and other supporting information. (World Health Organization,1996) 日本語訳：(社) 日本水道協会
12. WHO飲料水水質ガイドライン（第4版）Guidelines for drinking water quality, Fourth edition. (World Health Organization,2011)

#### 略語解説

LOAEL: (Lowest Observed Adverse Effect Level) 最小毒性量

NOAEL: (No Observed Adverse Effect Level) 無毒性量

BMDL: (Benchmark dose lower confidence limit) ベンチマーク用量信頼下限値

BMDL<sub>10</sub>:10%の影響に対するベンチマーク用量の95%信頼下限値

TDI (Tolerable Daily Intake) 耐容一日摂取量

化審法:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

NITE (National Institute of Technology and Evaluation)  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

CERI (Chemicals Evaluation and Research Institute)  
財団法人化学物質評価研究機構

WHO (World Health Organization) 世界保健機関

## 中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	中 杉 修 身	(元)上智大学大学院地球環境学研究科教授
委 員	大 塚 直	早稻田大学大学院法務研究科教授
臨時委員	浅 見 真 理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	平 田 健 正	国立大学法人和歌山大学理事
臨時委員	山 本 廣 基	独立行政法人大学入試センター理事長
臨時委員	吉 田 緑	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 病理部第二室長
専門委員	小 林 剛	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
専門委員	駒 井 武	国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科教授
専門委員	佐々木 裕 子	独立行政法人国立環境研究所環境健康研究センター客員 研究員
専門委員	広瀬 明 彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 総合評価研究室長
専門委員	細 見 正 明	国立大学法人東京農工大学大学院工学研究院応用化学部 門教授